

宮労雇均発0119第5号
令和5年1月19日

関係機関の長 殿

宮城労働局雇用環境・均等室長



女性活躍推進法等に関するオンラインセミナーの開催について（周知方御依頼）

雇用環境・均等行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、女性活躍推進法に基づき、常用労働者101人以上の事業主は、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表することが義務づけられていますが、令和4年7月8日に同法の制度改正が行われ、情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者301人以上の事業主に対して、当該項目を公表することが義務化されました。

宮城労働局では、「男女の賃金の差異」の公表等について広く周知を図るため、オンラインセミナーを開催いたしますので、当セミナーの開催について、ホームページへの掲載やリーフレットの配架等、貴団体傘下会員等への周知方に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、リーフレットの追加送付の御要望がございましたら、担当まで御連絡くださいますよう併せてお願い申し上げます。

記

1 女性活躍推進法等に関するオンラインセミナー リーフレット 30部

お問い合わせ先
宮城労働局雇用環境・均等室（担当：松尾）
〒983-8585
仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
電話 022-299-8844

